

資本蓄積の租税構造論

——シャウプ勧告の評価によせて——

加藤 睦 夫

問題の要約

戦後のわが国の租税構造、したがってまたその税制史を検討するばあいに、シャウプ勧告をどのように評価し位置づけるかということが、理解のキーポイントのひとつとなっていることはいうまでもあるまい。さいきん、なかんずく林栄夫氏の「戦後日本の租税構造」を代表的労作とする、戦後税制の理論的体系的研究の進展にともなうて、それらの諸労作の多くがシャウプ勧告の評価に力を注ぎ、勧告との関係に税制批判のひとつのよりどころを求めようとしていることも、ある意味では当然のことといえよう。

しかし問題は、前提となるシャウプ勧告の評価が、一面では論じつくされているようにみえながら、実は必ずしもそうでないというところにある。たとえば、前述の林教授の労作において同氏は、資産再評価を基底とし、キャピタルゲインの全部課税を核心とする税制構造に、勧告の中心的課題を浮ぼりにしているのであるが、このような問題点の整理は、シャウプ勧告そのものに即して検討するならば、きわめて当然な、あるいは当然すぎる

指摘であるといわねばならない。よくあるように勧告の核心を所得税中心主義においてみたところで、勧告のもつこのような内面的論理構造に立つてこれを理解しない限り、全税制の有機的関連は到底把握できるものではない。実はこの点はシャープ自身が勧告の随所に強調しているところなのであるが、林氏の指摘をまっしてはじめて、この問題があるべき位置に据えられたともいいうることが、問題なのである。

この小論は、シャープ勧告の核心をどのように考えるべきか、したがってまた、勧告以降の税制改正をシャープとの関連においてどのように把むべきかという点について、両三年来考えてきたことの一部を、とりまゝとめてみたものである。

問題点を要約するというならば、その第一点はシャープ勧告の資本蓄積にかんする側面である。多くの論者が、勧告は資本蓄積の精神に脈うっていることを第一に認めながら、にもかかわらず勧告の論理構造の具体的検討のなかにその立証を十分に展開していると思えないことである。もつとも代表的で、むしろ通俗的ともいえる考え方は、二五％の配当控除を中心として、法人の超過所得課税の廃止、受取配当非課税などに代表される「法人擬制税」の採用、これにくわえて資産再評価による原価償却費の増大をもつて資本蓄積の構造とみる。なるほどそれはその通りとしても、またこれらのウエイトは決して小さくはないが、しかし再評価問題を別とすれば要するに単なる配当所得の優遇策に、資本蓄積の要請を倭小化してとらえることが、果して勧告に脈打つ蓄積のための税制の構造を多少とも包括的につかんだということになるだろうか。結論を先にいうと、私は、シャープ勧告で打出された資本蓄積の租税構造の核心は、法人なかならずく大法人（法人一般でなくなぜ大法人といわねばならぬかは後述する）の内部蓄積の優遇にあると考えたい。それは言葉をかえていうならば、「近代会計理論」をわ

が国の税法に導入する基礎を構築したのがシャアップ勧告であるということである。

第二点は、個人所得税の総合累進課税、つまりいわゆる勧告の合理的課税の側面である。配当控除その他に多くの問題はあるとしても、所得の総合的把握、したがって真の累進税率の適用という点で、勧告は非常に徹底したものであることは認めてよい。しかし問題はこのような所得税制における徹底した態度というものが実は法人課税の緩和という勧告の中心課題の裏として打出されている点にある。両者はきわめて有機的な関係をもっているのである。このような関係を正当に評価しないで、シャアップ勧告は所得税の総合累進原則を、何か、そのものとして追求しているかの如く考えるならば、勧告の全容は見失われてしまうだろう。個人所得税の総合累進課税は、資本蓄積の要請と決して対立した関係にあるのではなく、したがって、両者の調和にシャアップ勧告の苦心の存するところを見るのではなく、資本蓄積の租税構造のなかに、否むしろそれを強化するものとしてさえも、個人所得税の総合累進課税が組込まれている点にこそ、注意が向けられねばならないと考へたい。

このような観点を前提とすれば、シャアップ以後の数次の税制改正についての評価は、かなり異つたものとならざるをえないだろう。それが現実のより客観的な見方であると思ひ、したがってまた税制批判の有効なよりどころとなりうるものだと考へる。

以下、右にのべたような論点を、勧告の論理そのものに即して検討したい。

法人課税の論理構造

私は前節において、勧告で展開された資本蓄積のための租税構造は、法人の内部蓄積への課税の優遇、さらに

具体的には、近代会計理論の税法への導入のための基礎構築を行ったところにその核心を求めて、全税制との関連を理解する方がより適切ではないかということのべた。そこではじめに、このような租税論理が勧告においてどのように組立てられているかをみたい。

まず、法人税―所得税―住民税体系、つまりいうところの所得税体系において、勧告の思想の主要な柱を求めれば、いわゆる法人擬制説あるいは法人源泉課税説、キャピタルゲイン全額課税制度、および個人段階の所得税の総合累進課税といった問題をあげることができるであろう。これらの問題はそれぞれに相応の意味づけをすることができようが、重要な点は、実はこの三者が一体となつて、法人課税の優遇を導入する勧告の論理構造がつくりあげられているということである。つまり、第一に法人擬制説というフィクション、第二にキャピタルゲイン課税を通じての法人の内部留保把握というフィクション、この二つの、といつてもこの二つはきわめて緊密にむすびついて一つの壮大なフィクションに仕上げられているが、この二つのフィクションに基礎をおき、個人段階での所得の総合累進課税の厳密な執行を前提として、これが成立しているということである。

さらに注意を要するのは、法人課税の優遇を根拠づける同じフィクションが、大法人と小法人の差別課税を生み出す論理として作用している点にある。ここで若干立ち入って、この点についてふれるならば、さきあげた二つのフィクションは、比較的同族的な中小法人と株主との関係でむしろあてはまる性質のものであるが、したがつてこのフィクションを基礎にした法人課税の優遇は元来そのような規模の法人に適用されるのがよりふさわしいにもかかわらず、反対に同族小法人の重課の論理に転化している点である。いかにしてそのような論理が形成されるかは後述するところに譲り、以上のべたような観点から、まず擬制説という構成を中心として、

法人課税の構造の検討に移りたい。

法人課税の擬制說的構成の意義

一

法人課税の擬制說的構成の意義は、一般に法人に配当所得の二重課税排除、またこれをいいかえれば法人と個人との租税負担調整の方式として理解されているようである。シャープ勧告で採用された法人課税のフィクショナルとしての擬制説も、右のような点を中心に、具体的には、二五%の配当控除設定を焦点として、法人の受取配当非課税、超過所得課税廃止などに、二重課税排除、実は擬制說的構成がよつてもたらず資本蓄積の租税構造を特徴づけて、これを理解するということになる。したがつてこの考え方によれば、第一に配当所得への課税の優遇、ついで法人所得の比例課税、この二つが、少くとも法人課税に関する限り、勧告の意図する資本蓄積のための柱ということになるわけである。

しかし私は、シャープ勧告における法人の課税方式の問題、そのなかで具体的に展開された擬制說的側面を、右にのべたような問題に集約してこれを把握するだけでは不十分だと考える。

不十分さの例証はたとえば、株式の譲渡所得課税と法人課税方式との関係、ある意味では勧告のアキレスの踵であるこの問題の理解の、典型的な仕方（これを指摘できよう。つまり簡単にいうならば、これによると株式の譲渡所得課税を擬制說的の徹底とみて、そこにむしろシャープ勧告の合理的側面を認めるのである。実際には、後段で詳述するように、譲渡所得課税→内部留保捕捉→法人の所得計算の税法からの解放という、このフィ

クシヨシンがもたらす資本蓄積のための租税構造の一環が、この理解の仕方によると、シャウプ勧告の合理的側面としか映らない。したがってシャウプ以降の譲渡所得課税の放棄は、ただそれだけのものとして、せいぜい擬制説の都合のわるい面を捨ててゆく過程としてのみ問題になるにすぎないということになる。

問題の核心は、シャウプ勧告における擬制説の役割を、いわばこの問題にとって「古典的」な二重課税問題の枠のなかで、あるいはたかだかその周辺で把まえようとするところにある。もちろん、勧告は一面ではそのような問題をこの課税方式で解決しようとしていることは事実だが、肝要な問題はそこにあるのではない。法人擬制説といういわば古めかしい本質論が現在の課税方式の基礎にとりあげられる理由は、あるいは少くともシャウプ勧告に関する限り、大法人の内部蓄積に対する課税の優遇、さらに一般的には「近代会計理論」の税法への導入のための基礎構築にとつて、それが甚だ都合のよいフィクシヨシンであつたということによるのである。

しかしそうはいつても、私はここで「近代会計理論」の税法への導入が、法人の課税方式としてつねにまた完全に擬制説的な構成を有利とするというようなことを言おうとしているわけではない。その点についていうならば、むしろこう表現した方がより適切であろう。すなわち、シャウプ以前の税法なり税務行政のスタイルを右にのべたような方向に向つて、ある意味で強く誘導するには、シャウプ勧告がまさに採りあげたような、擬制説という法人課税のフィクシヨシシこそ最も強力な武器だったのである。その意味では、一定の任務を了えた擬制説は、ある段階では省みられなくなることも十分ありうるのである。

ここでこの点について一例をあげると、たとえば配当控除制度に代表される二重課税排除の機構は、法人所得中配当分の非課税、個人段階での全額課税の制度の方がより徹底した方法といえようが、これは反対に實在説的

構成を徹底させて、社外流出を基本的に損金としてみる見方を採用すれば、必ずしも擬制説的フィクションを必要としないのである。

二

シャアップ勧告で展開されている法人擬制説のフィクションは、株式譲渡所得課税による法人の内部蓄積の把握というフィクションによって内容を与えられて、法人課税の軽減というその本来の役割を十分發揮することになるのだが、ここではその前段の分析として、シャアップが法人擬制説をかりていかなる論理構造をもって、法人の内部蓄積に対する課税の軽減のための、一般的な土台を準備することとなるかを検討しよう。

周知のようにシャアップ勧告は法人について「根本的には法人は、与えられた事業を遂行するために作られた個人の集合である」という見方に立っている。しかし問題がただこの指摘の範囲に止まる限り、そこからは、しばしば触れてきたように、配当控除を中心とする限定された理解が出てくるだけである。勧告に展開される法人課税の全構造、全税制との有機的関連の上に立った資本蓄積の租税構造は、実は勧告のこの一般的指摘の具体的展開過程のなかでこそ明かにされるのである。

勧告は右にのべた法人本質観を発展具体化させて、法人所得を株主の所得に分解する。法人の利益が全額配当の形で株主に分配されるときには問題はおこらないが、通常行われているように利益の一部が留保されるときにはどうか。この場合、問題は留保所得をどう把むかということになる。勧告はこれを未分配の株主の所得と観念する。このようにして、法人所得はすべて株主の所得として、税体系のなかに位置づけられる。私はこの論理こそ、勧告の構造、なかならず蓄積のための租税構造を生み出す基本点だと考える。このような立場に立つと、事

課税に関する限り、企業の利潤計算がもつ独自の意義が失われ、それは株主所得の把握に従属した意味をもつにすぎなくなる。さきにあげた例をとればたとえ未分配の株主所得である法人の内部留保は、株主の実現した株式譲渡所得への全額課税でこれを把握できるとする勧告のフィクションが、立派に生きてくる。株価の上昇が法人の内部留保の増大を反映するという前提に立つ限り、騰貴した価格によって実現したキャピタルゲインは、株主にとっては未分配の内部留保の、異った形態での実現、したがってその課税を意味するであろう。しかしこのことと企業の内部留保への課税とは、一応別のことからである。株主の譲渡所得への全額課税によって、企業の内部留保そのものはどのような税負担の追加を受けるというのであろうか。

繰返していうならば、勧告で採用された法人擬制説の真髄は、法人課税の基礎を企業の実体計算におくことをやめて、株主段階の所得の把握にその基本ラインを移し、逆にいえば株主段階での、つまり個人所得税の総合課税の徹底を前提として、企業計算を従来の税法体系からできるだけ開放し、かつ税負担の軽減を図る、そのため基礎構築の役割を果たすところにあつた。もちろん勧告は、たとえば、配当所得と株式譲渡所得の課税によって、法人企業は非課税とすべきであるというごとき、徹底した論理を主張したものではないが、後段でみるごとく、擬制説とキャピタルゲイン課税の結合によって、法人課税の軽減を、全税制にわたる体系として押出したものであるということができよう。

その意味では擬制説はキャピタルゲイン課税による内部留保把握のフィクションを盛る形式であつて、両者を別々に扱つて考察するわけにもゆかないが、またそれなりに法人の所得計算機構、なかんずく税率の決定に、独自の論理の具体化がみられるので、つぎに、勧告の構造にしたがつてその展開をみることにしよう。

資本蓄積の租税構造は、これを法人課税における税率の問題としてみると、法人税率を比例税率としたこと、換言すれば超過所得への課税を撤廃した点にその核心を求めるのが普通の考え方のようである。いうまでもなく、法人税を、株主の所得の源泉徴収と考える勧告のシステムによれば超過課税は基本的には成立しえない。もちろんこのことは、シャープ以前の法人課税のあり方と明確に異なる、税率の上からみた蓄積構造の特徴的な一環といふことができる。とはいふものの私は問題をこのように限定的にとりあげることには賛成できない。

比例税率が右にのべたように、法人税の基本的性格が株主所得課税に対する源泉徴収の手段であることに由るとするならば、法人は源泉徴収機関であるといふこのシステムそのものから、もっと包括的な税率構造の性格を展開できるはずである。

そのような意味から、まず第一にとりあげねばならないことは法人税率そのものが、相対的に軽度のものとして出てくる勧告の論理構造である。もともと、法人税 \parallel 源泉徴収税という考え方自体に、法人税率の水準の決定をきめて技術的、乃至恣意的なものたらしめる一般的な土台があるのであって、一般的にいって定率の源泉徴収税すなわち法人税の税率という形で、法人税率は相対的に軽度のものとしてきまる必然的な傾向をもってくる。とくにこの場合、法人税率の水準が個人所得税の総合課税と表裏の関係にあることが重要である。つまり勧告のシステムでは、個人所得税の総合課税の徹底を前提として法人税率が低くきまるという構造があることである。この構造に、株式譲渡所得課税による内部留保把握というフィクションが組込まれて、所得計算および税率の全構造にわたる法人課税の軽減が組織化されてくる点に注目すべきであろう。

法人所得への課税は、勧告のシステムによれば、配当されるか否かによつてその取扱いは著しく異つてくる。まず配当所得についてこれをみよう。株主段階での総合課税の徹底が前提とされる限り、個人所得税そのものの源泉徴収であれ、また法人税という形の源泉徴収であれ、配当所得への源泉徴収の必要は元来はないわけである。もしあるとすれば申告しない株主が広汎に存在するときの脱税を源泉徴収で補充する、という方法を採用する場合である。もちろん勧告はそのような意味で配当所得への源泉課税＝法人税の課税を決定したのではないと思ふが、そこに税務行政の現状に対する考慮が或程度働いたことも否定できまい。本来ならば配当分は法人税を免除し、個人段階の配当控除をやめ総合課税を徹底した方が、定率控除に伴う逆進負担の問題も生じないし、また勧告の主目的のひとつである法人課税そのものの軽減もはかりえて、より合理的と思われるのだが。

いずれにしても配当所得に対する法人税々率決定の客観的基準といえるほどのものはないわけで、もっぱらは行政的便宜の問題になる。このようにして三五％という法人税率決定の根拠は、一にかかつて留保所得への課税率のバランスという考慮に基いてくることになるのである。

しかしながら、留保所得への課税のバランスといつても、勧告のシステムに立つ限り、決して厳密な意味での、諸税率の相互関連の上に立てられるものとはなりえない。それは株主の未分配利潤に対する持分の大小、つば、定率源泉課税（したがつて比較的軽度の）という基本的な性格づけに制約されてくるからである。勧告が税率決定の具体的基準としてとりあげているのは、大体平均株主の考えのようである。ところが平均株主の所得税上積み税率を基礎として、内部留保への課税率を構成してみると、まことに奇妙な結果が生じてくる。第一に、株式会社の規模が大きくなればなるほどいわゆる大衆株主の動員が大規模となる。勧告は、法人擬制説というフィクシ

ヨンに当然に従つて、このことを重要なファクターとみる。平均株主の上積み税率はしたがって低下する。低下した平均的な上積み税率に対する大ざつばな源泉課税率として、相対的に軽度の法人税々率がきまつてくる。法人税率決定の基本的システムがこういうことになつてゐるのであるから、比較的中小規模の株式会社や、なかんずく少数の株主で構成される同族的法人の場合には、平均株主の所得階層はどうしても上つてくる、いわんやこの場合には、代表株主の所得上積み税率が内部留保の課税率の基準とされる結果法人税率は必然上昇してこざるをえない。つまり中小法人に対する、なかんずくその留保所得に対する差別的重課の思想は、勧告のフィクショナルなものにも論理的に内在しているわけで、法人税率を一定とする限り、同族的中小法人への留保所得への特別課税が、勧告のシステムそのものから導き出されてくる点に注意する必要がある。何かここで突然に勧告の論理から離れて、同族法人を脱税機関視する立場だけから、このような差別課税の思想が生れてくるのではなくて、法人課税の論理構造そのものがこのような差別課税と内面的な関係をもつてゐる点が指摘されなければならぬと思ふ。

ここで留保利益への利子附加税についてふれておこう。ともすればこの利子附加税制度を法人税率の水準から切離して扱ひ、勧告は法人の内部蓄積に対して抑制的税制を採用してゐると考える傾向がある。しかし留保利益への利子附加税の課税は、実は法人税が相対的に軽度の税率を採用してゐることの結果であつて、軽度の法人税率がもたらす内部留保の増加傾向に対する一種の調整策の範囲を出るものではないといえる。要するに利子附加税の課税のなかに、勧告の合理的側面を見出すべきではなく、附加税制を必要とする程度の、法人税の輕課をこそそこに見るべきであらう。

以上にのべてきたような勧告のシステムは、法人所得を株主の所得に分解し、株主の所得の段階で租税負担のバランスを実現しようという、一貫した論理に基礎をおいている。要するにそこには、株主とは別箇のものとしての企業の実体、そういう場所における租税負担の公平の実現という思想がまったく欠けているわけである。つまり勧告には、個人企業個人企業の所有者と、法人企業法人企業の株主との間の租税負担の均衡という思想はあっても、個人企業と、法人企業との間の税負担の公平という立脚点はないのである。前者における均衡への努力が実は後者における不均衡を生み出す構造となつているところに、勧告の特徴的な性格の一面がある。

四

すでにのべたように、法人の内部蓄積に対する課税の軽減は、税率の構成もさることながら、より組織的には所得計算機構の緩和、いいかえると「近代会計理論」の税法への導入の基礎的な構造をつくりあげることにあつた。法人擬制説はこの点については後段でのべる予定のキャピタルゲイン課税による内部留保把握のフィクシフィクションと結びついて、勧告に特有なシステムを展開する基礎となるのであるが、ここではどのような論理構造によつて、勧告のいわゆる擬制説がその基礎構築として働くことになるかを明かにしよう。

法人税が、法人の利益に対して有する株主の持分に対して、定率で、大ざっぱな源泉課税を行うものであると勧告が規定している点は、しばしばふれてきたところである。大ざっぱな源泉課税という法人税の性格は、主として源泉課税の税率の程度を意味するものであろうが、法人は独立の課税客体でないという思想をもととして、勧告のこのような規定が、法人の所得計算機構にまでこの大ざっぱな課税の性格がおし及ぼされてくる点が問題であろう。株主段階での課税が充実される限り、法人内部の利潤計算は可及的に企業の会計処理の方式を尊重し

ようという考え方は、実はキャピタルゲイン課税と結びついて勧告で展開されるところとなるのだが、擬制説というフィクションは、まさにこの「論理」の一般的な前提となるのである。

さらにここで付言するならば、法人税の定率課税が企業の利潤計算に及ぼす影響である。超過課税方式は必然的に企業利潤の期間的帰属を重要な問題とさせる。法人税率が累進構造をとる限り、未来費用の引当は必ずしも自由ではない。なぜならば適用すべき税率の変動によつて、企業の負担すべき税額の変動が大きくなるからである。法人税の定率課税は、税率の面から、「近代会計理論」の税法への導入を一そう容易にしたものといえるのである。

たしかに擬制説のフィクションは、右にのべたような意味で、法人の所得計算を旧い税法から解放する一般的な条件をつくることになるのだが、しかしこの場合にも、企業の内部留保は株主の未分配の持分として直接に法人税の課税対象となり、したがつて税務当局の要求する所得計算方式は依然として企業経理に強い力をもつこととなるのはまぬがれ難い。問題は内部留保の捕捉にある。もしこの内部留保を企業の利潤計算から離れて、多少とも客観的に把握しうる機構があるとすればどうなるか、勧告はこのシステムをキャピタルゲインに求める。法人所得を株主の所得に還元する勧告の思想は一転して、株主の実現資本利得の捕捉 \parallel 企業の内部留保捕捉のフィクションに到達する。こうして、キャピタルゲイン全額課税を核心として、企業の利潤計算の税法からの可及的解放の体制ができる。としても、その論理構造こそが問題である。

キャピタルゲイン全額課税制度の役割

一

シャープ勧告の言葉を借りれば、キャピタルゲインの全額課税と、キャピタルゲインの全額控除は、所得税^{II}法人税体系の精髓をなす部分であり、税制改正プログラムの礎石である。いかなる意味でそれが精髓をなすものであり、礎石であるかといえば、たとえばもしこれがとりいれられないとしたら、企業利潤の算出過程はより嚴重な制限を必要としようし、法人税々率の引上げをはじめとして、全税率の構造を再検討する必要が生じてくる、という底のものである。このことは同じ勧告によつて、この原理に背馳すれば、このプログラムの統一性は著しくそこなわれる、ということをかきに強調してもしすぎることはない、というほどに強調されているにもかかわらず、勧告の評価において従来不当に低い位置を与えられてきた。

或る見方によると、法人擬制説のフィクションは実はこのキャピタルゲイン全額課税に裏付けられてはじめてその機能を有効に發揮しうるシステムになっているにもかかわらず、この問題と切離して擬制説的システムをいけば形式的にとりあげ、株式譲渡所得の全額課税を問題の背後におしやつてしまう。同様にまた他の見方によれば、キャピタルゲインの全額課税はたとえ或る重要性をもつてとりあげられたとしても、それはたかだか、個人所得税の総合累進課税の徹底としか理解されない。株式の譲渡所得に未配当所得の実現部分が含まれていると註釈してみても、それは譲渡所得発生の根拠のひとつを指摘しただけで、基本的には前者の理解の範疇を出るものではあるまい。

キャピタルゲイン全額課税の問題を、多少なりとも税制相互の関連でとりあげようとする場合にも、或る人々はこの問題を法人企業と個人企業の租税負担の調整、これをいいかえれば法人形態を利用しての組織的脱税防止の手段に解消してしまふ。もちろん「恒久的脱税防止の税制」は勧告の主要な目標のひとつであつた。脱税防止機構のうちでも核心となるものが譲渡所得全額課税制度であつたことはいうまでもないが、問題のこの把握の仕方、もしもせんじつめれば、個人所得の綜合把握の徹底を諸関連から切離して、そこにこの問題の核心をおくという、前述の立場に帰してしまふ。こういう見方に立つ限り、シャアップ以後の、譲渡所得全額課税の放棄は、勧告の合理的税制からの逸脱としか映じない道理である。

私は林教授とともに、またシャアップ勧告とともに、キャピタルゲイン全額課税問題を、勧告で提起された全税制の核心として明確に把握すべきであると考えた。その場合勧告によると全額課税のいかなる機能が全税制の核心たる役割を果たすと考えられるかといへば、要するにそれは株式譲渡所得課税が企業留保捕捉のシステムとして位置づけられることによるといつてよい。

しかし問題は実はそこから始まるのである。企業の内部留保の増大（或は減少）が株価の上昇（或は下落）に反映されることを前提においたとしても、そのことの逆が、すなわち株価上昇（下落）に表現されたキャピタルゲイン（ロス）の課税（控除、以下同様）を通じて企業の内部留保を捕捉しようという論理がただちに成立するだろうかといふことである。この意味でキャピタルゲイン課税をもって企業留保捕捉のシステムと考える勧告の論理構造そのものがまず検討されねばならないだろう。さらにそもそも内部留保の増大はいかなる程度に株価の上昇に結果するだろうかといふことが、もちろん問題だが、勧告の論理構造の核心は、株主課税が企業利潤課

税に転化するというところにまさにあるのであるから、この点の検討こそがまず問題の焦点に据えられるべきであらう。

二

結論から先にいえば、株価の上昇が企業の内部留保の増大を厳密に反映すると前提した上で、勧告の言うごとく株式譲渡所得に全額課税を実施してもそれは法人企業の内部留保を把握したことにはならないということである。さきに指摘したように、株式譲渡所得の全額課税制度が企業留保捕捉のシステムとして機能するところに、この問題が全税制の核心たる地位を占める所以があつたとすれば、事は決して小さくない。「合理的課税」に基礎をおいて到達した全税制の構造（企業利潤算出過程の可及的開放、企業から支払われるあらゆる所得への課税の緩和、こうして算出された企業利潤への低い税率の適用、等々に特徴的な資本蓄積の全税制）において、合理的課税の核心たるキャピタルゲインの全額課税制度がもし壮大なフィクションに過ぎぬとすれば、勧告のほんとうのねらいは問わずして明かである。私はまさにこのような意味で、キャピタルゲイン全額課税制度は、合理的課税の核心ではなくして、実は高度資本蓄積の租税構造の核心であると考えたい。

しかしながら、勧告で示されたキャピタルゲイン全額課税の方式が、企業の内部留保捕捉の機構になりえないことは、素朴な経験では自明なことのようであつて実はかく簡単な事柄ではない。そもそもキャピタルゲイン課税一般がさうであるのか、あるいは勧告の方式がさうであるのか、問題の最初の鍵をここに求めて検討を進めたい。

周知のように勧告は実現された資本利得への課税を中心に問題を構成している。このことの意味は追つて明か

にするが、ここではたとえば、資本利得一般（それが実現したか否かに拘らず、具体的には未実現の資本利得を想定する）の課税の結果を明らかにしよう。

特定の法人企業の内部留保の増大の結果、等額の株価の上昇がもたらされたものと仮定する。すなわち株主段階で等額の資本利得（未実現）が発生する。もしこの資本利得に直ちに全額課税方式が適用された場合、株主は納付すべき所得税額に相当する現金を何らかの方法で調達しなければならぬ。さしあたってその方法は、二つしかない。そのひとつは納付すべき税額に相当する支払い（配当）を改めて企業から受取る方法がこれである。その二は、保有株式の一部を納税資金に充てるために売却することである。一見この方法と異なるその他の方法も詮ずるところすべてこの二方法に帰するであろう。

第一の方法を採用するときには、若干の付随的な計算の変動を除けば、明白に、キャピタルゲインへの課税が企業の内部留保への課税に転化する。株主の側はといえば直接には租税の負担を引受けなくてすむが、企業の内部留保が納税額だけ減少したのと見合せて、持株の価格が丁度税額だけ下落して、企業、株主双方の課税が完結する。これには改めて註釈を要しまい。これに反して保有株式の一部を売却して納税資金に充当する場合はやや複雑である。ここではこう説明しておこう。すなわち第一の場合には上昇した株価マイナス納税額のベースで株式資本が再評価されたことになるが、第二の場合には税額に相当する資金が外部から流入した結果、上昇した株価そのままのベースが新しい基礎となる。つまり第二の場合に、企業の内部留保そのものは直接減少しないが、それは丁度税相当額の増資をおこなったに等しい結果になる。つまり増資によって内部留保の減少を充当したのと同じである。現実には配当の増額によって内部留保減少の傾向は強まるであろう。これを要するに、内部留保

の増大がそのまま株価に反映されることを前提とする限り、キャピタルゲイン（実現の否認にかかわらず）への全額課税は、企業の内部留保捕捉の有効な手段となることである。他方で配当もまた右の例とは別箇に株価の上昇に作用する。こういう点を総合してこの立場を徹底すれば、法人株の所有から生ずる資本利得への課税によって、法人企業そのものは非課税とすべきであるという論理が基本的に成立してくる。逆にいうならば株主段階での資本利得課税と、企業利得そのものへの課税は二重課税であるということになるが、この点は後段で再説しよう。

勧告の提案は、いうまでもなく実現資本利得への課税である。但し実現の時期が永遠に延期されるのを防ぐために、相統あるいは贈与を実現時とみなしてそこに最終の関所を設けている。未実現資本利得への課税が、行政技術的にはるかに複雑な手続きを必要とすること、さらにおよそ課税は実現所得を対象とすべきであるという一般的な原則を前提とすれば、勧告が実現資本利得への課税を提案していることは当然といえは当然のことだが、ここで問題とする株式にかかわる資本利得については条件がかなり異っている点を指摘しておきたい。すなわちそれはなるほど株主段階では未実現であるかも知れないが、企業段階では既に実現された所得といつてよいのであって、法人株主一体の擬制的構成に立つ以上、この点に限って株主の地位を企業と切離して取扱う趣意は、要するに株主課税の影響を企業から遮断するところにあるとさえ考えられる。この点は実現資本利得課税が、未実現資本利得課税の場合と著るしく異った課税関係を生み出すという後段の評価と密接に関連してくるところである。もっとも、株式にかかわる資本利得は、企業の内部留保の増大のほかに多様な要素を含む以上、この問題に限って未実現の利得を把握することは現実には不可能ではあろうが。

それはともかくとして、重要な点は、前段の一般的分析の結論にもかかわらず、きわめて長期の期間を想定するならとにかく、**実現資本利得**への課税方式は、通常企業の内部留保捕捉の機構となりえないということである。一般的にいえば、株式譲渡所得への課税をそれが**実現**された場合に限るときには、**現実の課税の時期**は、一そう遠い将来へ引延ばされる。課税関係がない場合でも、企業利潤の内部留保がおこなわれる時期と、株式譲渡所得の**実現の時期**とは通常大きな距りがあるのだが、**実現時の課税**はこの傾向を著るしく強める。企業段階で既に**実現**された利潤の留保を、株主の**資本利得課税**で捕捉しようとするときに、それが株主段階で**未実現**なるが故をもって課税の時期がこのように大巾に延期されるとしたならば、既にそのことだけで**催告の採用した内部留保捕捉のシステム**は実質を失ってしまうこととなるだろう。

しかも問題は課税の延期にあるのではない。支配株主は、企業の支配を維持するための最低限の持株を手放すことはしないだろう。つまりこれらの株主の手許でこの種の持株の譲渡所得が**実現**される時期は、企業の支配を他人に譲渡するときか、解散時か、あるいは**催告が実現時**とみなして最後に設けた**関所**である**相続と贈与**の時に限られる。つまり**実質的には課税を免れるのである**。これに反して**通常実現資本利得**としてあらわれるのは、**支配株主の残余の持株**か、または**大衆株主の持株の譲渡の結果**によるものである。ところでこの種の持株の譲渡による**資本利得への課税**は、**結論的にいえば**、企業自体の内部留保にはほとんど影響をもたらないだろう。なぜならば、この場合に**支配株主は**、納税資金の調達のために内部留保の一部を取崩して分配する必要もなければ、**上昇した譲渡価格**に見合う**配当の利廻り水準**を維持するために内部留保を順次取崩すという必要も感じないからである。つまり**未実現資本利得課税の場合に**、課税によって強制された株式のいわば再評価の作用が、この場合

にはほとんどあらわれてこないのである。

三

もちろんシャープ勧告は、株式の譲渡による実現資本利得を個人所得として課税することによって、法人は非課税とすべきだという意見を徹底して主張したわけではない。この点からいえば、勧告は、法人税を個人所得税の源泉課税として取扱う考え方との折衷であり組合せである。つまり一方で、キャピタルゲインの全額課税を徹底することによって法人の内部留保を把握するというシステムを全税制の核心に据えながら、同時に個人所得税の源泉徴収機関として内部留保に対しても法人税を課し、さらに利子附加税の新設さえ提案する。厳密にいえば双方は必ずしも両立しないのであって、論理的にはそこから新しい二重課税問題が発生する余地があるのである。また事実、中小法人の場合にはこれが現実化する。

妥協であり組合せであるとしても、勧告が、窮極のところは法人非課税説に発展しうる右のような立場を、税体系の具体的提案のなかに濃厚に打出していることは、たとえばこれをその精髓であり、全税制の礎石であるとのべている勧告自身の言葉によっても明かである。キャピタルゲイン全額課税の問題が、勧告の評価にあたって、従来不当に低い位置を与えられてきたことは、いいかえればシャープ勧告のこのような性格の理解に乏しかった結果ではないかということでもある。

キャピタルゲイン全額課税による法人の内部留保捕捉というシステムは、後述するように、実は主として同族的中小法人の場合に、個人が法人組織を利用して所得税の累進課税を免れるためための、脱税手段を封じるにあたって有効な機構であった。勧告の発想もともとそういうことから出発したものであるが、これが法人一般、

なかならずく大法人に適用されるときに、それは上述したような壮大なフィクションと化するのである。このフィクションは、法人企業とその株主との現実の關係に適用し難いことは、以上の検討で明かにされたと思うが、ここでもう一度、このシステムを前提として核心として提案された法人課税全般との関連を明かにしておこう。その第一点は、企業利潤算出過程の緩和である。勧告の論理を辿れば、キャピタルゲインの全額課税制度によって捕捉しうる企業の内部留保は、その形態のいかんを問わないということである。ここから減価償却制度をはじめとして、棚卸資産の経理、修繕費の取扱い、さらに貸倒準備金の設定など、会計の処理方式はできるだけ企業の採用する方法が認められるべきだとする勧告の態度が導き出されてくる。経理方法の結果によって生み出された含み資産はキャピタルゲインの形でこれを捕捉できる。ましてその多くは納税の時期の変更を意味するだけで税額の総体にはかわりがない。全額課税制度はこの点についても納税の時期の変動と、株主の変動の双方がもたらす不公平を自動的に調整して、法人所得に対する租税負担を、株主間に正しく帰属させるだろうとする。もともと勧告は他方で、大ざっぱで、低率の源泉課税としてはあるが、法人税という形態で法人課税を認めている。企業利潤の算出過程はその限りで、またその程度の、制約を予定しているのである。

第二点は税率の構造（他の税との関係を含む）である。キャピタルゲイン全額課税制度が法人の内部留保を捕捉するとする限り、法人税の税率を高い水準に置く意味はますますなくなってくる。法人擬制説、あるいは法人源泉課税説がもたらした法人税率軽減の傾向は、キャピタルゲイン全額課税制度によって完成される。或る意味でその典型的な適用は住民税に関する勧告の提案である。これによれば全額課税制度を前提として、法人は住民税所得割を一切免除される。何となれば、この場合、法人所得は基本的に株主の所得として把握されているので

あるから、住民税の個人所得割課税によって法人課税は完結されているとみなされるからである。国税体系で徹底されなかった法人非課税の論理が、このような形で実は地方税たる住民税で実現されている姿をここにみる事ができるであろう。法人所得に対する地方税の全免によって、法人の総合税率は大巾に低下する。そしてそのことが、地方税の地域的偏在を緩和するねらいもあわせもたされている点に注意する必要がある。

大小法人の差別課税

シャウプ勧告で展開された法人課税軽減の論理構造と具体的提案は、法人課税一般の軽減ではなく、大小法人差別課税の論理をその基礎に内包するものであった。その検討こそ、残されたこの章の課題でなければならぬ。

勧告の差別課税のシステムは、一般的にいえば次の二つの見方から生じている。すなわち、勧告は一方で、法人は財源を求める立法者にとって魅力的な存在であり、殆んど大した根拠も理論もなくして重い課税が行われていると見る。この見方からすれば、法人を不当な重税から解放する税制の恒久的土台の構築こそ欠くべからざるものとなるであろう。このような見方と同時に勧告は他方で、法人形態は個人がこれを利用して行う組織的脱税の重要な手段と見る。とすれば「高額所得を策で汲みつくそうとする馬鹿げた仕事」とならないように、脱税防止の恒久的手段こそ税制の核心とならなければならない。勧告は法人課税にあたってこの二つの見方と、その対策を、特有の方法で法人税制に結合する。しかしその結合には多くの矛盾がある。その結果、前者の法人課税の緩和の方向と、後者の脱税防止のための制限強化の方向が分裂的傾向を帯びてくる。少くとも客観的には大小法人の差別課税として、この分裂的傾向が現象化する。この関係を法人課税の基礎として採用された法人源泉課税説

と、キャピタルゲイン課税による内部留保捕捉の、二つのフィクションに基く論理の展開のなかに辿つてみよう。

まず法人擬制説、あるいは源泉課税説。法人を株主の集合体に分解して課税関係を構成するこの論理は、企業単位間の租税負担のバランスという考慮を一切排除する。収益の大小あるいは高低による差別的税率の撤廃はそのあらわれである。これは小法人に対する軽減税率適用の道を塞ぐ。さらに積極的な小法人重課の傾向は、法人税率の決定に顕著である。すなわち前述したように、大法人の場合には、代表株主は最高所得層に属するにもかかわらず、大衆株主の広い分布を計算に入れて、比較的低い所得層に平均的な株主の存在を求め、これが法人税率決定の基準となる傾向。事實は大衆株主層が厚ければ厚いほど、それは代表株主の支配力の強化をしめすほかのものでもないのだが。これに反して小法人の場合には、代表株主の比較的高い所得段階が、ただちに小法人の課税の基準となる傾向。この結果、法人税率の面で同族的小法人に対する差別的高税率を適用するにあらずんば、累積された内部留保への特別の課税を適用するという仕組みが生ずる。同族的小法人を脱税機関視する結果の、内部留保への高率の利子附加税が、このようなくみを基礎として成立する。

キャピタルゲイン全額課税による内部留保捕捉のフィクションは、大小法人差別課税の傾向を一そう強化して押出す。その構造は次のごとくである。

まずこのフィクションを前提とし核心として法人課税優遇の全税制構造ができ上る。すでにのべてきたように、キャピタルゲインは企業の内部留保増大の反映という一面はあるとしても、その逆の、キャピタルゲイン課税による内部留保捕捉のシステムはあくまでもフィクションに過ぎない。このシステムが多少とも内部留保捕捉の機能を果す場合は、企業の清算とか、企業支配の譲渡を意味する株式の売渡し、等々の際に限られる。これららむ

しる同族的中小法人の場合にあてはまることが多い。ところが一見したところ、株式譲渡所得課税の機会は大法人の株主に多く、株価の上昇も市場価格を通じて容易に把握できる。これに反して同族的中小法人の場合には株式売買の例は比較的限られており、内部留保の増大も、株価の上で明確に把握し難いという特色をもっている。このことから、実現資本利得課税を通じての内部留保捕捉のシステムは、大法人の場合により多く適合するように見えてくる。したがってこのシステムを前提とした法人課税の軽減は、主として大法人を中心としての、企業利潤算出過程の税法からの開放という方向をとり易い。反対に同族的中小法人の場合には、このようなシステムが十分に機能しないようにみえることから、企業利潤算出過程に対する税務当局の干渉は依然として強く残るといふ方向をとる。もちろんこれらの点は、勧告が具体的に提案したわけではないが、その論理のシステムから容易に発展し易い方向なのである。

しかし事實は、キャピタルゲイン課税による企業留保捕捉のシステムは、創立、解散、譲渡等々の機会を多くもつ中小法人の場合に有効な機能を發揮する。これが他面では、法人形態を利用しての個人の脱税手段を封ずる、恒久的な合理的税制の基礎として、キャピタルゲイン全額課税制度が重要な意味をもってくる理由なのである。ところがこの制度の合理的側面が実は中小法人に対する重課の一因となる。つまりこの場合に、譲渡所得の形で実現された企業の内部留保への全額課税は、既に課税された法人税、或いは留保利益への利子附加税と二重になるのである。法人源泉課税説とキャピタルゲイン全額課税制度を基礎として構築された法人税軽減の全体系が、同族的中小法人の場合には、必ずしも租税負担軽減の機構として十分に働かないばかりか、この二つのフィクションの結合が逆に二重課税として、差別的課税の役割を果す例の多い点に注意を払うべきであろう。